

2 地域特性に合わせたシステム整備

山岳、河川、海岸の有無の自然環境及び集落の分布、区域の広さ等の地域特性が異なり、想定される災害の種類や規模が異なります。

したがってシステム整備をする場合は、その地域にどのような災害が発生する可能性や被害の大きさを把握する必要があります。

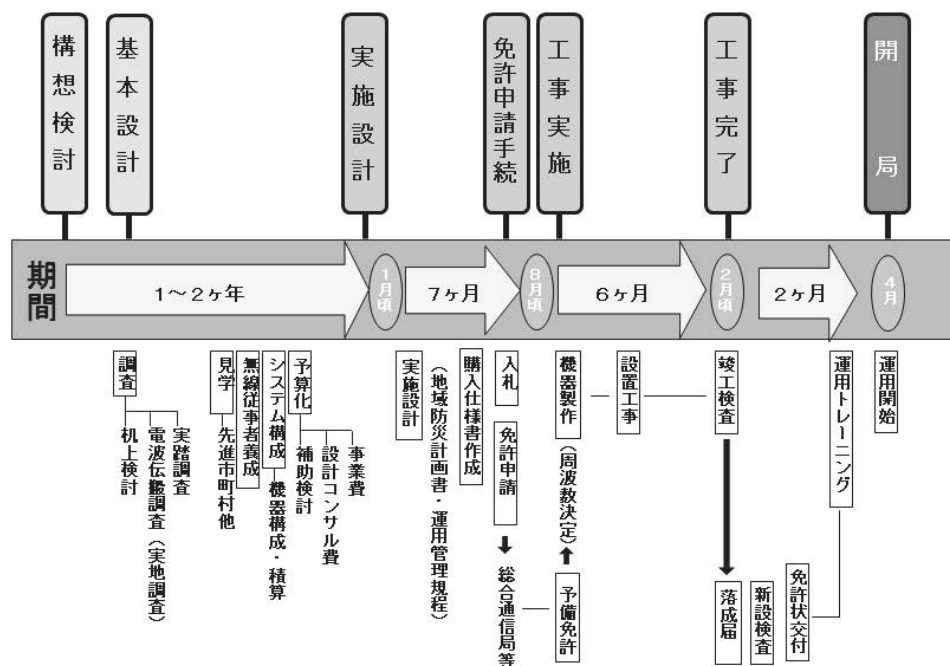
例えば、地震による津波の危険性が高く、津波警報を1秒でも早く伝達する必要がある地域は、同報性、速報性が高いシステムを導入する必要があります。

3 防災行政用無線局の開設

防災行政用無線局は、地方公共団体又は地方自治法第252条の2の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法等の諸法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものです。

免許申請手続は、基本設計や実施設計の段階で総合通信局等（連絡先別表）に相談すると円滑に進めることができます。

防災行政用無線局の開設の流れは下図のとおりです。



(1) 基本設計

ア 調査

(ア) 机上検討

あらかじめ電波の届く範囲を地図上でシミュレーションし、機器の設置場所や回線構成等を検討します。

(イ) 電波伝搬調査（実施調査）

(ア) で選定した機器の設置場所から実際に電波を発射して電波の届く範囲や通信状態を確認します。

(ウ) 実踏調査

機器の設置場所を実際に事前調査し、設置にふさわしいか確認します。

- A 土地所有者等の確認
- B 地下埋設物等の有無
- C 商用電源の確保
- D 通行道路等の確保

イ 見学

システム導入の参考にするため、先行導入事例を見学します。

ウ 無線従事者養成

無線局の運用（無線設備の操作）は、原則として資格を持った無線従事者が行うか、主任無線従事者（無線設備の操作の監督を行う者として選任された無線従事者）の監督の下に行わなければなりません。例えば、市町村の防災用無線の場合、第3級陸上特殊無線技士以上の資格が必要です。

無線従事者の資格を取得するには、国家試験に合格するか、養成課程を受講して修了試験に合格する必要があります。

エ システム構成

電波伝搬調査及び実踏調査に基づき、システムの構成や無線中継局の設置場所等を決定します。

オ 予算化

実際に設置するのに必要な経費を見積りし、確保します。主に以下の経費を予算化する必要があります。

(7) システムの整備経費

- A 設計業者への実施設計の委託費用
- B 無線設備の整備費
- C 局舎・鉄塔施設の整備費
- D 工事費及び監理費 ほか
- E 無線局の申請手数料、検査手数料

(イ) 点検・保守

システム障害時の緊急の点検・修理、故障の早期発見や障害の未然防止のための定期点検費用について見積もり予算化します。その際には、回数、時期、点検項目等の点検内容を決める必要があります。

(ウ) 交換部品の確保

蓄電池、冷却用ファン、コンピュータに内蔵されたハードディスク等の定期的に交換が必要な部品は、あらかじめ予算化しておく必要があります。

(エ) その他

A 電気代

制御局や無線中継局、屋外拡声子局のごとに算出します。

B 電波利用料

毎年、無線局の種別や局数に応じて支払う必要があります。

C 借地料等

無線中継局や屋外拡声子局等の設置場所の借地料等。

(2) 実施設計

ア 実施設計

無線設備や局舎施設等の機器構成、使用材料、性能仕様（耐：地震、風速、積雪、雷等）及び工事期間などについて、必要な詳細設計を行います。その際には、無線中継局等の設置場所やサービスエリアでの通信品質、音達距離等の検証とともに、所要経費の概算も行います。

イ 購入仕様書の作成

実施設計に基づき、工事発注に必要な購入仕様書を作成します。

ウ 入札

購入仕様書に基づき入札を行い、施工業者を決定します。

(3) 免許申請手続

ア 免許申請

電波法に基づく無線局免許申請書を作成し、総合通信局等に提出します。具体的には、無線局申請書及び添付資料（無線局事項書（※1）、工事設計書（※2）、技術基準適合証明（※3）を受けた設備を用いるときはそれを証明する書面）を提出します。

イ 予備免許

免許申請した総合通信局等から工事落成の期限、電波の型式及び周波数、呼出名称、空中線電力及び運用許容時間を指定して予備免許が付与されます。

(4) 工事実施

ア 機器製作

落札した業者が購入仕様書に基づき無線機器等を製作します。必要に応じて工場で納入前検査を実施します。

イ 設置工事

購入仕様書に基づき工事を実施します。

ウ 竣工検査

工事完了時に無線機器の動作状況や通信性能を中心に内容を検査し、施工主から施主に引き渡します（総合通信局等が行う無線局新設検査とは別です。）。

(5) 工事完了

ア 落成届

工事が落成したときは、その旨を総合通信局等に届け出ます。

イ 新設検査

無線局開設には、総合通信局等に届け出て新設検査を受ける必要があります。なお、登録点検事業者が点検・作成する「無線設備等の点検実施報告書」を工事落成届に添えて提出した場合は、検査の一部省略を受けることができます。

ウ 免許状交付

無線局免許状が交付されます。

エ 運用トレーニング

免許から開局までの間に無線機器の基本的な操作を中心にトレーニングを行います。同報通信システムの場合は実際に放送するときの音量や送話の早さなど

の確認・調整も行います。

(6) 開局

無線局の運用を開始します。

※1 無線局事項書

無線局の免許申請書に添付する書類の一つ。申請に必要な事項（開設を必要とする理由、電波の型式、希望する周波数の範囲及び空中線電力、通信の相手方、通信事項等）を記載します。

※2 工事設計書

無線局の免許申請書に添付する書類の一つ。無線設備の工事設計に係る事項（通信の方式、送信機及び受信機の特性、電源設備、空中線系等）を記載します。

※3 技術基準適合証明

無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることを事前に確認し、証明する制度。この証明を受けた無線設備のみを使用する無線局の免許申請には、予備免許や落成後の検査が省略されるなどの簡易な免許手続が適用されます。

市町村の防災用無線で使われる移動局や同報子局（デジタル方式を含む。）の設備は、この証明の対象になっていますので、これらの設備の多くは、製造業者があらかじめ証明を受けています。

【別表】 総合通信局等の連絡先

○北海道総合通信局【管轄：北海道】

〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
無線通信部陸上課 電話011-709-2311 (内4651)

○東北総合通信局【管轄：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県】

〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
無線通信部陸上課 電話022-221-0684

○関東総合通信局【管轄：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県】

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階
無線通信部陸上第二課 電話03-6238-1774

○信越総合通信局【管轄：新潟県・長野県】

〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
無線通信部陸上課 電話026-234-9984

○北陸総合通信局【管轄：富山県・石川県・福井県】

〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
無線通信部陸上課 電話076-233-4480

○東海総合通信局【管轄：岐阜県・静岡県・愛知県・三重県】

〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
無線通信部陸上課 電話052-971-9197

○近畿総合通信局【管轄：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県】

〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
無線通信部陸上第二課 電話06-6942-8557

○中国総合通信局【管轄：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県】

〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36
無線通信部陸上課 電話082-222-3367

○四国総合通信局【管轄：徳島県・香川県・愛媛県・高知県】

〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5
無線通信部陸上課 電話089-936-5036

○九州総合通信局【管轄：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県】

〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1
無線通信部陸上課 電話096-326-7860

○沖縄総合通信事務所【管轄：沖縄県】

〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階
無線通信課 電話098-865-2306